

簡易公募型競争入札方式（簡易型総合評価落札方式）に係る手続開始の広告

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年7月1日

本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長 伊藤 周 雄

1 業務概要

- (1) 業務名 多重無線・伝送交換設備更新詳細設計業務
- (2) 履行箇所 受注者の事務所
- (3) 業務内容 本業務は、本社、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道の多重無線設備及び伝送交換設備について、IP化による更新工事発注用の詳細設計を行うものである。
- (4) 履行期限 平成24年2月29日

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

本州四国連絡高速道路株式会社における平成23・24事業年度調査等入札参加資格の審査において、業務種別「その他の調査・設計」で資格を有すると認められた者であること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

- ①不誠実な行為の有無
- ②経営状況
- ③過去の業務成績
- ④手持ち業務の状況
- ⑤技術的適正 ※
- ⑥労働福祉の状況

※なお、同基準中の「技術的適正」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経歴及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3 簡易型総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 指名された入札参加者は、「価格」並びに「技術等」をもって契約の申込を行い、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も

高い者を落札者とする。

- ② 上記①において評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 参加表明書の記載内容に応じ、以下の評価項目ごとに評価を行い、最大で100点の技術評価点を与える。
- 1) 配置予定技術者の資格及び実績等
 - 2) 配置予定技術者の成績
 - 3) 業務実施方針及び手順
- ② 価格評価点の評価方法は、入札価格の予定価格に対する割合に応じて、以下のとおりとする。
- 1) 75%以上： $100 \times (1.75 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
 - 2) 75%未満： $400 \times (\text{入札価格} / \text{予定価格} - 0.5)$
- ③ 総合評価は、上記①により得られた技術評価点と、上記②により得られた価格評価点の合計点（評価値）をもって行う。
- ④ 詳細は、入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部署

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通町4-1-22

本州四国連絡高速道路株式会社

会計契約課

電話 078-291-1035

FAX 078-291-0026

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：平成23年7月1日から平成23年7月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで
- ② 場所：上記(1)に同じ。
- ③ 方法：CD-Rによる無料交付。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 期限：平成23年7月19日(火) 16時00分
- ② 場所：上記(1)に同じ。
- ③ 方法：本業務に係る入札参加を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

平成23年8月23日(火) 15時00分 会計契約課に持参すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 納付。

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本広告（または公告）に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、上記3（1）により得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記4（1）に同じ。

(8) 2（1）に掲げる平成23・24年度競争参加資格（その他調査・設計）の認定を受けていない者も4（3）により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

(9) 外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局市場整備課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は平成23年7月29日（金）を予定する。

(10) 詳細は説明書による。